

スウェーデンにおける地域政策の変容（2・完）

穴見 明

- 1 はじめに
- 2 第二次大戦後のスウェーデンにおける地域政策の展開
- 3 地域政策のイノベーション
 - 3-1 一九九〇年の地域政策提案
 - 3-2 一九九四年の地域政策提案
 - 3-3 一九九五年の地域政策提案（以上前号）
 - 3-4 一九九八年の地域政策提案（以下本号）
- 4 新たな地域政策の「理論」的仮説
 - 4-1 一九九八年の地域政策提案における「産業クラスター論」
 - 4-2 調査会報告『スウェーデン全体のための地域政策』における「産業地区」概念
- 5 むすびにかえて

3-4 一九九八年の地域政策提案

一九九八年三月、社会民主党内閣は国会に対し新たな地域政策提案（Prop. 1997/98:62 Regional tillväxt för arbete och välfärd）を行った。この提案によって「地域成長契約」が導入された。

スウェーデンにおける地域政策の変容（2・完）

ところで、これまでの論述を振り返ればわかるように、一九八〇年代以降、とくに一九九〇年代にはいつてからの地域政策においては、その対象とする地理的な範囲の二元化が観察される。すなわち、地域政策に「全国のすべての地域」を対象とする部分と、特定の「地域政策上の優先地域」を対象とする部分とが含まれるようになった。また、同じ時期に、地域政策は、経済成長の促進のための産業政策との結びつきを強めてきた。そのさい、既に述べたように、そこで地域政策と経済成長とのあいだに想定されている関係は、一九六〇年代の地域政策における国民経済的効率の増大の論理とは異なるものであった。六〇年代の地域政策においては、企業活動それ自体を経済成長促進のために支えることは目的に含まれていなかった。地域政策は、いわば経済成長を所与の前提として、企業の地理的空間上の立地選択に影響を与えることを企図するものであった。それに対し、八〇年代以降になると、地域政策の目的に、経済成長を生み出すために企業活動を支えることが含まれるようになったのである。ここでは、企業活動に対して地域政策の与えるべき影響は、地理的空間上の立地選択に限られず、企業活動にとってのより基本的な諸条件におよぶものとなってきた。

以上のような地域政策の、地理的空間上の対象と目的との両面における変化は、地域政策の目的と対象をぼやけさせる可能性を持っていたと見ることもできよう。そのためかどうかは定かではないが、一九九八年の地域政策提案においては、いくつかの用語の定義の明確化が図られている。本項における論述も、便宜上、まずそれらの定義を確認することから始めよう。⁽¹³⁾

3-4-1 「地域政策」と「地域産業政策」

一九九八年の地域政策提案においては、「地域政策」、「『小さな』地域政策」、「『大きな』地域政策」、「地域開発活動」、「産業政策」、「地域産業政策」などの一連の用語に、それぞれ以下のような定義が与えられている。[s. 13-14]

① 地域政策—地域政策上の問題を抱える特定の地理的な領域に向けられる、すべての政策分野における諸々の取り組

みを指す。それらの取り組みは、持続可能な経済成長・公正・選択の自由という、地域政策上の目的達成をめざすものである。そのめざすところは、地域的な均衡の増大、すなわち、社会経済的および福祉政策的観点から見て、地域間および地域内のバランスのとれた発展を意味する。

② 「小さな」地域政策—国家予算上の支出分野「19、地域間の均衡と地域発展」の下で財源が充てられる諸々の取り組みを指す。代表的な例としては、企業活動に対するいくつかの形態の補助金やEUの構造基金の受入れにともなう財源手当てなどがあげられる。

③ 「大きな」地域政策—地域的な均衡の増大に資する取り組みのうち、支出分野19以外の支出分野に属するものからなる。通信政策、文化政策、教育政策などの分野における政策手段の活用や、コミュニケーション間の財政平衡制度などが、その例としてあげられる。EUの構造基金はこの「大きな」地域政策に属する取り組みにも使用される。

④ 地域開発活動 (regionalt utvecklingsarbete)⁽¹⁴⁾ —一つの地域の発展 (utveckling) に影響を与える諸々の取り組みを指す。政策分野の別を問わない。対象となる地域は全国にわたる。地域政策分野では、たとえば、各レーンにおける開発戦略の策定がそれにあたり、産業政策分野では、地域産業政策にともなう活動がそれにあたる。

⑤ 産業政策—さまざまな方法で産業の発展の強化を図る、すべての政策分野における取り組みを指す。

⑥ 地域産業政策—地域レベル、たとえば一つのレーン内部で遂行される産業政策上の取り組みを指す。それらの取り組みは、国の政策資源投入と地方自治体およびその他の主体による資源投入とのあいだの調整を通じて、ある地域における産業の発展に影響を与えることをめざすものである。

以上の定義において特徴的なことは、〈地域政策〉と〈地域産業政策〉とが区別されていることである。⁽¹⁵⁾ 見られるように、この定義においては、〈地域政策〉の対象とする地理的空間的領域は、「地域政策上の問題を抱える特定の地理的

な領域」に限定されている。そのうえで、「小さな」地域政策と「大きな」地域政策の両方がそこに含まれるという構成をとっている。それに対し、一九八〇年代以降の地域政策においてしだいに大きな意味を持たされるようになってきた産業政策的要素は、「地域政策」とは区別される政策分野として、「地域産業政策」という新たな名称を与えられている。その「地域産業政策」の地理的空間上の対象領域には、全国すべての地域が含まれるとされている。さらに、「地域政策」と「地域産業政策」の両者を包含する概念を示すために「地域開発活動」という用語が使われる。⁽¹⁶⁾ 以上のように「地域政策」と「地域産業政策」とを区別することは、それら二つの政策分野にそれぞれ異なった基準を適用する可能性をもたらす。そして、後に見るように、じっさいにこの一九九八年の地域政策提案においては、「地域政策」の論理と「地域産業政策」の論理は異なっている。また、その二つの論理は有機的に結びついているというよりは、並列的に並べられているように思われる。

3-4-2 提案の前提—経済環境の変化についての認識

一九九八年の地域政策提案には、「地域政策」と「地域産業政策」の両方が含まれているが、いずれも、以下に見るような、スウェーデンの産業にとっての条件の変化についての認識を前提としている。

その変化は、第一に、国境を超えた市場競争の激化としてとらえられる。労働力の安価な中東欧諸国のヨーロッパ市場への参入はそれを代表するものである。提案者によれば、

「スウェーデンの貿易 (handelsutbyte) についての分析の示すところによれば、とくに労働集約的な産業において、また資本集約的な産業の一部においても、今後、東ヨーロッパからの競争の圧力が強まると予想される。同時に、知識集約的・研究集約的な産業は、「中東欧からのEUへの」⁽¹⁷⁾ 新たな加盟国において、新たな市場を見出す可能性をもつ。」[s. 21]

市場競争条件の変化のもう一つの側面は、「知識、革新能力、柔軟性が、企業にとっての競争手段として、ますます

重要になってきている」[s. 23] ことである。この認識は、一定の地域空間にねざした諸企業のネットワークの重要性についての認識につながっている。

「今ではもはや、企業が安い生産諸要素を利用できることでは足りない。価格競争から顧客への適応と製品の質に基礎を置く競争への移行が起こった。」[s. 18]

「かつて、競争力の強さが生産費用の低さに強く結びついてきた時には、とりわけ企業の大きさが競争力の維持にとって重要な意味をもっていた。[しかし] 今日では…諸企業がその中で協働するネットワークの規模と質のほうが、より重要である。企業に対する次のような新たな要求、すなわち、自らを変化する市場の要請…に対してすばやく適応させうることが求められるようになっていくことは、ますます多くの企業が、より柔軟で融通のきく組織形態を採用するという結果をもたらしている。ネットワークの中で柔軟な生産方法を用いて活動することによって、企業は、差異化された、顧客に合わせた製品への、より増大する需要に応えることができる。」[s. 23]

ここから、「企業がますます国際的に活動するようになっていく」という事実を、企業の競争力を維持し強化するうえで、企業の国内的な(nationella) および地域的な環境のもつ意味が減少したことを意味するわけではない」[s. 23]という認識が導き出される。否、むしろ、企業の国内的な、あるいは地域的な環境のもつ重要性は増大しているとされる。なぜなら、変化しやすかつ差異化された需要に応えるために必要な「知識、革新能力、柔軟性」は、個々の企業においてというよりも、諸企業および(研究機関などのような)その他のアクターの間の密接な相互交流の中で獲得されるところと考えられるからである。それゆえ、提案者によれば、「諸企業のあいだの関係がより緊密かつ深くなっていく過程において、直接対面的な接触を容易にする地理的な近接性はひとつの利点でありうる」[s. 23]のである。

経済環境の変化についての以上のような認識は、これ以前の地域政策提案のよって立つ認識との一定の連続性をもつが、同時にそこには新たな要素も含まれていると見ることができるとは、その点には第四節で立ち返ることにして、さしあ

たりは、以上のような認識が一九九八年の地域政策提案の前提になっていたことを確認するにとどめて、次に進むことにしよう。

3-4-3 〈地域政策〉の背景認識

一九九八年の地域政策提案における〈地域政策〉の目的の設定は、以上のような認識に加え、(1)九〇年代における人口分布の変化、(2)九〇年代の行政改革の地域的な影響、そして(3)各地域における産業の発展の将来性のそれぞれについての、以下に見るような認識にもとづいている。

(1)九〇年代における人口分布の変化について言えば、提案者は、雇用と人口の発展における地域間格差と過疎地問題に関わる統計的な事実から次のような結論を導いている。すなわち、長期的な地域政策上の問題には変化が見られないが、短期的には問題はより悪化しているというのである〔s. 31-50〕。この場合、問題の悪化とは、地域政策上の優先地域において、近年、均衡のとれた地域的发展に深刻な脅威をもたらすほどの勢いで急激な人口の減少が生じていることを指している。

(2)九〇年代の行政改革は公共部門の縮小をもたらしたが、経済的に弱い地域においては、そのマイナスの影響が大きなものであったととらえられる。

ここで提案者が示しているそのような認識の背景について理解するのに必要なことがらに限定して、スウェーデンにおける九〇年代の行政改革について述べておこう。スウェーデンの経済は一九八〇年代を通じておおむね好調に推移してきたが、八〇年代末にバブルが崩壊し深刻な経済危機をもたらされた。一九九一年から九三年にかけて連続してGDPのマイナス成長がもたらされ、財政は黒字から赤字に転じ、国家債務は急速に累積していった。失業率も二%以下の低水準から一挙に八%超の水準に上昇した。九〇年代には、この経済危機を背景として行政改革が進められていった。

行政改革への取り組みはいつの時代にもなされてきたと言えようが、九〇年代に特徴的なことの一つは、国家公務員数の大幅な削減が急速にもたらされたことである。一九九一年には約三九万人であった国家公務員は、一九九三年には約三十一万人に、一九九四年には約二五万人に減少している。この国家公務員数の大幅な減少の最大の要因は、かつては国の行政官庁の担当していた業務を株式会社組織に移した⁽¹⁸⁾ことであるが、国家公務員数の減少の要因のうち、第二に大きなものは、行政官庁に付与される予算の減少であった。予算が減らされることによって、行政官庁はその人件費を削ることを余儀なくされ、その結果として少なくない人数の国家公務員数の減少が生じたのである。この要因による減少は約五万人と見積もられている。さらに、公務員数の減少は国レベルだけでなく地方自治体部門でも進化した。それは主として予算の逼迫によるものであった⁽¹⁹⁾。また、かつて行政官庁の担当していた業務の株式会社化は、多くの場合、その業務を市場競争にさらすための規制緩和をとまっていた。

一九九八年の地域政策提案において強調されているのは、右に述べたような公務員の雇用の減少の影響が最も深刻であったのが、経済的に衰退傾向にある地域においてであったことである。それらの地域においては、公的部門の雇用の占める割合が高いためである[s. 71]。また、九〇年代の行政改革は別の面でも、それらの地域に否定的な影響を与えたとされる。すなわち、郵便事業、電話事業、航空輸送業などの領域で規制緩和が進行したが、その結果は、地域政策上の優先地域においては、多くの場合サービスの低下をもたらすものであった[s. 63, 72]。

(3)各地域における産業発展の将来性予測については、「EUの東への拡大の地域的影響についての調査審議会報告」(SOU 1997: 160)の結論が援用されている。それによれば、中東欧諸国のEU加盟は産業構造の転換の必要性を加速させるが、それにとまらぬ困難が最も大きいのは、小規模な地方的労働市場(四六地区)においてであろうと予測される。反対に、比較的大規模な地方的労働市場は、むしろ加盟国の増加によって利益を受けると予測される。さらに、産

業構造の転換過程の進行のなかで、発展性のある業種が少数の大都市地域に集中する傾向があらわれるであろうとされる。提案書には、たとえば次のように述べられている。

「比較的少数の都市地域が：ダイナミックな生産環境を構成する。伸張する諸産業はそれらの地域に集中し、相互に強化しあう。〔それに対して〕同調査審議会によれば、相対的に小さな地域は、業種の限定性と価格競争にさらされる業態が支配的であることによって特徴づけられており、それによって、長期的な構造的困難が生み出される。」[s. 71]

提案者は、スウェーデンの経済が国際的な競争の中にますます巻き込まれていくことが避けられないということ、また全体として見ればそのことはスウェーデンの経済にプラスになるということを認めている。しかし、他方では、経済の国際化の進行は地域間の経済力格差をさらに広げるものとしてとらえられている。つまり、見てきたように、九〇年代における人口分布の変化、九〇年代の行政改革の地域的な影響、そして各地域における産業発展の将来性についての予測は、いずれも、ほっておけば地域間の経済力や課税基盤の格差が大きくなっていくことを示すものとしてとらえられている。そこから、〈地域政策〉への取り組みをより強化する必要があるという結論がひきだされる[s. 72]。一九九八年の地域政策提案における〈地域政策〉に関する提案は、以上のような認識を背景としていたのである。

3-4-4 〈地域政策〉の目的

提案書においては、〈地域政策〉の目的については、「持続的な経済成長、公正、および選択の自由という地域政策の包括的(övergripande) 目的は堅持されなくてはならない」[s. 61]と述べられている。

一九九五年の地域政策提案において地域政策の目的が、同じく「持続的な経済成長、公正、および選択の自由」という言葉で表現されていたことは、先に見たとおりである。また、そのような言葉で表現される目的が、一九九四年の地域政策提案において定式化された目的と、表現の仕方こそ違え、ほぼ同じであることも先に述べた。したがって、その

ような目的が「堅持されなくてはならない」という言い方には、一見すると、とくに不審な点は見当たらない。しかし、一九九八年の地域政策提案における〈地域政策〉は、以前の地域政策提案における「地域政策」の一部にすぎないのであるから、その目的が同じ言葉で表現されていても、その意味は異なっていると考えられる。だとすれば、「堅持されなくてはならない」という言い方はミスリーディングであるかもしれない。その点に注意を促したうえで、以下、一九九八年の地域政策提案における〈地域政策〉の目的がどのように定められているかを、必要に応じて分析を加えながらたどっていきこう。

この一九九八年の地域政策提案においては、〈地域政策〉は端的に「地域的な均衡化を図る政策 (en politik för regional utjämning)」[s. 66] と呼ばれている。それは、「社会経済的な」理由と「再分配政策上の (fördelingspolitisk)⁽²⁰⁾」理由との両方から動機づけられるものとして説明される。「社会経済的な」理由というのは、〈地域政策〉が社会の有する諸資源のより効率的な利用をもたらすということに帰着する。社会の有する資源は、たとえば住宅、学校、病院、道路、工業用地などの不動産や労働力のような形態で存在する。一方で人口が集中する地域があり、他方に人口が減少し続ける地域があるという、地域的な不均衡は、そのような社会的資源の利用に関する無駄な費用を発生させる。人口減少地域では、それらの資源は利用されなくなり、人口増大地域では、新たな住宅、学校、病院、道路、公共交通手段などへの投資が必要となる。また、人口減少地において失業率が高いことが観察されるが、そのことも労働力という大切な資源が十分に利用されていないことを意味する。その点で、〈地域政策〉は、地域間の不均衡を是正することを通じて社会的資源の利用に関する無駄を省くことにつながると論じられるのである。[s. 68-69]

もう一方の「再分配政策上の」理由は、福利および（仕事と住居についての）選択の自由に関する均等な配分のため〈地域政策〉ということの意味する。そして、この福利および選択の自由の均等な配分は、国民的連帯という意識に

訴える形で正当化されている。提案者は、「スウェーデンは激しい地域間の対立をこれまでまぬがれてきたが、そのような対立はわれわれを取り巻く外の世界では珍しくない」と述べて、これまでスウェーデン社会を特徴づけてきた国民的連帯の伝統を強調する。その意図は、国民的連帯という政治シンボルを用いることによって、地域的な再分配政策の正当性を訴えるところにあると見ることが出来る。そして、再び提案者の言葉をひけば、「ここに、地域政策のたぶん最も重大な任務が存在する」とされるのである。[s. 69]

〈地域政策〉の目的と役割ないし存在理由についての以上のような考え方は、一九六〇年代の地域政策におけるそれへの回帰を示していると言うことが出来る。ここで述べられている「社会経済的な」理由づけは、一九六〇年代の国民経済的効率性の論理と全く同じであるし、「再分配政策上の」理由づけは、一九六〇・七〇年代の地域政策における所得再分配的ないし衰退地域に対する補償措置的側面にほぼ対応する。そして、それら二つの側面のうち、後者の側面に重点が置かれている点も共通している。このように〈地域政策〉の目的についての考え方が一九六〇年代の地域政策におけるそれへ回帰していることは、〈地域政策〉の対象が先に見たように限定されたことと相即的である。一九八〇年代以降、地域政策の目的において経済成長の促進という要素が強まっていくとともに、その地理的空間上の対象が全国化していくという変化が見られた。それに対して、一九九八年の提案では〈地域政策〉の対象を「地域政策上の問題を抱える特定の」地理的な領域に限定することによって、同時にその目的から全国的な経済成長の促進という目的を切り離すことが可能になっている。そのかわりに、一九九八年の提案では、地域政策における全国的な経済成長の促進に関わる目的は、〈地域産業政策〉の分野で追求されるという構成がとられているのである。

ところで、〈地域政策〉の目的の定め方が、一九六〇年代的なものに回帰していること背景には、前述のような認識、すなわち、九〇年代における人口分布の変化、九〇年代の行政改革の影響、そして各地域における産業発展の将来

性予測などから判断して、そのままでは地域間の経済力格差の増大が避けられないという認識があったと考えられる。とはいえ、そのような認識が地域政策の目的設定における一九六〇年代的なものへの回帰に、必然的につながることはないであろう。八〇年代以降一九九五年までのその時々地域政策提案においては、全国のすべての地域における経済成長を図るという方針が示されていたが、そのような方向で事態の改善を追求するという選択肢もありうるからである。人口分布の変化と行政改革の影響は克服不可能な問題をもたらしたわけではない。また、各地域における産業の発展の将来性についての予測は、あくまでも、手をこまねいていれば産業の発展が望めない地域が存在することを示しているだけであって、政策的な介入によってそれらの地域において産業の発展がはかられる可能性までも否定したものであるはずである。それゆえ、右のような認識が地域政策の目的設定における一九六〇年代的なものへの回帰につながるには、もう一つの媒介が必要である。それは、経済成長のあり方と地域間の関係についての次のような考え方があった。

提案者によれば、地域間の均衡のとれた発展は、長期的には、国全体の高い経済成長に依存している。そして、経済成長は、「たとえばサービス部門や知識集約的製造業などの分野における、発展性のある産業が拡大することによってもたらされる。他方で、提案者は、産業の前提条件における地域間の基本的な差異は、取り除かれえないし、また取り除かれることが望ましいわけでもないとする。なぜなら、「スウェーデン全体にとって良好に機能する産業活動は、それぞれがまずは自らの自然的な長所を利用する、異なった場所のあいだの分業に依拠している」[s. 72] からである。それゆえ、経済成長の牽引力となる知識集約的産業が大都市地域に集中し、辺縁地域では標準化された製品の製造にたずさわる産業や労働集約的産業が営まれるという、地域間の差異は避けられないものとされる。しかし、発展性のある産業がある程度まで大都市地域に集中することは、地域政策上の観点から見て好ましいことであるとされる。それは二

つの理由による。一つには、大都市地域の先端産業の発展の波及効果があげられる。すなわち、より辺縁に位置する地域は、産業間ネットワークと材料・部品の下請け供給体制を通じて、大都市地域の先端産業の発展によって、しばしば潤うことがあるとされる[s. 30]。もう一つには、産業の発展が再分配のための原資をもたらすことがあげられる。つまり、「それらの産業が生み出す税収が、再分配政策上の諸目標を達成するために、全国に配分されうる」とされるのである[s. 72]。

こうして、一九九八年の地域政策提案において〈地域政策〉の目的が「持続的な経済成長、公正、および選択の自由」という言葉で表現されるとき、その意味するところが、たとえば一九九五年の地域政策提案におけるそれとのあいだに一定のずれを含むものであることが明らかになる。九八年の提案における〈地域政策〉の目的における「持続的な経済成長」は、六〇年代的な国民経済的効率性の論理を踏襲するものであり、全国のすべての地域において経済成長を牽引する産業を発展させるという八〇年代以降の新たな政策指向とは別の論理を表現しているのである。

3-4-5 〈地域政策〉の諸手段

一九九八年の地域政策提案における〈地域政策〉には、基本的に新しい政策手段は含まれていない。〈地域政策〉の政策手段は、「小さな」〈地域政策〉、「大きな」〈地域政策〉、EU構造基金、過疎地・農村⁽²¹⁾の開発事業の四種類に大きく分けられる。

「小さな」〈地域政策〉、すなわち、国家予算上の支出分野「19、地域間の均衡と地域発展」の下で財源が充てられる取り組みは、主として地域政策上の優先地域における企業活動に対する各種の補助事業からなる。この点について、提案者は、既存の補助事業は基本的に有効に機能してきたという認識に立ちつつ[s. 104]、一部に修正を加えたいえそれを継続することを提案している[s. 104-124]。

「大きな」へ地域政策、すなわち「小さな」へ地域政策以外の政策分野において地域間の不均衡の是正に資する事業については、関連する各政策分野において、最も衰退の危険にさらされている地域向けの特別の資源投入が必要であるとされる。とくに具体的に言及されている分野は、地方自治体の財政への支援、各種の物的なインフラストラクチャー整備（道路網、鉄道、空港、電話、郵便）、ならびに高等教育にかかわるものである [s. 74-103]。

EUの構造基金に、スウェーデンは一九九五年から参加している。EUの構造基金は「地域成長契約」の雛形とされており、その点で「地域産業政策」との関わりで重要な意味をもつが、「地域政策」との関わりでは、何よりも地域間不均衡是正のための追加資金をもたらすものとしてとらえられている。

過疎地・農村の開発事業に投入される国の政策手段に関して提案されている主なものは、「農村支援補助金事業 (Landsbygdsstöd)⁽²²⁾」の継続、EUの構造基金による起業支援のための取り組み、各レーンにおかれている協同組合開発センターを通じての協同組合事業に向けての情報・助言提供事業への補助金の増額、農林業製品の輸出促進のためのプロジェクト (Food from Sweden) への予算措置、スウェーデン農業大学への財政援助、農村ツーリズムのための観光ガイド等の養成、各種サービスの利用可能性についてのデータベースの構築、「農村および過疎地における商業サービスへの補助事業」の継続などである [s. 146-158]。また、それらと並んで、地域開発事業において、とりわけ過疎地・農村において、公的機関が、地方社会の活性化のための諸組織 (lokala utvecklingsgrupper) の活動と協力することの重要性が唱えられている [s. 158-162]。

3-4-6 産業政策の一般的方針

先に述べた定義から明らかかなように、一九九八年の地域政策提案において「地域産業政策」は産業政策の一部として位置づけられている。そこでまず、産業政策全体についての基本的なスタンスを確かめておこう。提案者によれば、

「今日の産業政策は、企業にとつての良好な生産諸条件を創出することに、主として (i hög grad) かかわっている。産業政策の出発点は、まず何よりも、企業活動にとつての一般的な諸条件を支えることである。」[s. 171]

言い換えれば、個々の企業や業種に対する選択的な支援を行うというよりは、企業活動にとつて有利な一般的な諸条件をととのえることが産業政策の第一義的な任務とされている。しかし、ここで念頭に置かれているのが、時代と場所を問わないような「一般的」条件ではないということに注意しなければならない。何が「企業にとつての良好な生産諸条件」を構成するかは、次のような時代認識にもとづいて判断される。

「周りの世界の変化が意味することの一つは、産業の競争力が、製品とサービスを顧客の要求に適合させることのできる能力に、ますます依存するようになって来たことである。そのことは、技術的およびその他の能力とネットワークの中での協働とを必要とする。市場の要求を理解するために、現地にいること、および顧客・生産者・部品供給者間のうまく機能するネットワークがますます重要性を増している。同時に、より大きな、場合によっては国際的なネットワークが、技能の調達を確実にするために必要とされる。」

「最も速く成長する経済社会、業種、企業は、その内部において、新たな技術と柔軟な組織形態とが生産性と競争力を高めるために利用されるような、経済社会、業種、企業である。どの程度そうしたことが生ずるかは、法令規則およびその他の基本的諸条件が新たな企業および業種の伸張を容認するかどうかということ、労働者の技能を新たな要請に合わせて上昇させるような制度と誘因が存在するかどうかということに、かなり依存している。」[s. 172]

そこに述べられているような、産業の競争力をめぐる条件は、一九七〇年代以降の経済のグローバル化とリーダーインダストリーの交代期に特有のものである。産業政策がととのえるべきとされる「企業活動にとつての一般的な諸条件」もそのような特定の時代に刻印された諸条件でなくてはならないであろう。そのことから、さしあたり二つの一般的方針が出てくる。一つは、多くの異なった政策分野のあいだの調整をはかることである。産業政策が企業活動にとつての枠組みを整備することに向けられるのにしたがって、産業政策の目的達成は（教育政策、競争政策、インフラストラクチャー

「政策などの」他の政策分野における活動にかかってくるようになる。そのため、産業の発展と経済成長という目的に向けて、それらの異なったいくつかの政策分野の諸事業の調整をはかることが、産業政策の重要な課題となっているとされるのである。

産業政策のもう一つの一般的方針と示されているのは、産業界の代表者との対話と協力である。先の引用部分において述べられているように、ネットワークの中での協働が企業にとっての良好な生産諸条件の一つとなっているとすれば、それらのネットワークがどのようにじっさいに作動しているのかを理解することは、適切な産業政策の立案にとって重要な前提条件であろう。そこで、経営者を代表する人々との開かれた対話が必要であるとされるのである。

3-4-7 〈地域産業政策〉の目的と手段

以上のような産業政策全般にかかわる一般的方針を基礎として、〈地域産業政策〉の目的ないし課題が設定される。そこでは、「全国のすべての部分において、まだ利用されていない経済成長と雇用増大のための潜在力が存在しており、より良い方法で、その潜在力に刺激を与えそれを利用することが可能である」[s. 190] という認識が出发点となっている。そこから、〈地域産業政策〉の目的は、「それぞれの地域に存在する前提条件から出発して、企業の増加と成長ならびにそれを通じて雇用の増大に貢献するような、持続可能な経済成長を促進すること」[s. 190] として定式化される。また、産業政策全般の一般的方針を反映して、それぞれの地域において「多様な政策分野においてなされる、産業促進的取り組みの調整ならびに有効性の向上」[s. 190] を図ることが課題とされる。

この〈地域産業政策〉の目的を達成するために利用できる資金、言い換えれば、「多様な政策分野においてなされる、産業促進的取り組み」のために用いられる資金は、この提案において、「地域的経済成長資本 (det regionala tillväxtkapitalet)」と名づけられている。それは、地域開発のための政策手段の一部である。地域開発のために用いられる国

表1 「地域的経済成長資本」に含まれる事業分野およびその担当機関の例

事業分野	地域レベルの機関	中央レベルの機関
中小企業支援事業	ALMI 企業パートナー*、 レーン庁	NUTEK
デザイン開発支援事業		スウェーデン産業デザイン 財団 (SVID) *
輸出振興事業	ALMI	輸出参事会
投資促進事業	[レーン庁、コミューン]	外資導入代表部 (ISA)
観光政策		観光局、スウェーデン旅行 観光株式会社*
技術応用政策	[国立大学]	NUTEK
狭義の地域政策上の取り組み	レーン庁 (または地域の地 方自治機関)	NUTEK
労働市場政策	レーン労働市場委員会	労働市場庁
成人教育	コミューン	
環境政策	コミューン、レーン庁	内閣
協同組合事業の支援	協同組合開発センター (全 国23箇所)	
農業・農村支援策	EU 構造基金プログラムの 実施機関	

出典：Proposition 1997/98：62, s. 191-193より作成。

注記

- (1) [] 内は、実施の責任を委ねられている機関ではないが、事業の実施にさいして重要な役割をはたす公的機関。
- (2) *印がついている機関は政府系企業。
- (3) それぞれの事業分野で行われるすべての活動とそのための支出が、「地域的経済成長資本」としてとらえられるわけではない。

の資金の大きさは、一九九八年度について見れば、国家予算の約一〇%、金額にして約七二〇億クローネと計算されている。⁽²³⁾ その内訳を見ると、金額の大きなところでは、交通・通信分野が約一五%、教育分野が約二九%、労働市場政策分野が約三三%、農業・漁業分野が約一七%となっていた [s. 56]。これらの資金を使用して行われる、地域開発に関わる取り組みの一部は、他の部分と比べてより直接的に産業の発展に影響するものと判断される。それが「地域的経済成長資本」である。ここに含まれる主要な事業分野

の例とそれぞれに対応する主な事業実施機関を表1に示しておく。政府の計算によれば、表1に示した事業分野に属する「地域経済成長資本」に支出される国家資金の総額は、一九九七年度において、約一三〇億クローネとなっている⁽²⁴⁾。
[s. 193]。

さて、提案者によれば、〈地域産業政策〉を実効性のあるものとするためには、助言と情報提供・技能の調達・リスク資本の供給・投資への補助等々に対する産業界の要求と、さまざまな公共機関によって提供される諸サービスとのあいだの調和が必要である。また、企業活動にとって有利な一般的な諸条件をととのえるという産業政策の任務遂行のために必要な前提条件の一つは、何が主要な問題であるか、そして良好な発展をもたらすためにどのような可能性が存在するか、ということについての全体的な見通しが存在することである。そこで、実効性のある〈地域産業政策〉のために求められるこれら二つの条件を確保するための手法として提案されるのが、「地域成長契約」である。その目的は、「地方的および地域的なレベルと中央レベルの両方で、成長と雇用を促進する取り組みを担う、さまざまな機関のあいだに、より良好な協働と全体的視野をもたらすこと」である [s. 197-198]。

このような位置づけから明らかなように、地域成長契約はその地域における企業の諸必要を反映するものでなければならぬ。それゆえ、その作成と実施における産業界の協力が決定的に重要であるとされるのである [s. 198]。

一九九八年の地域政策提案のなかで最も重視されている〈地域産業政策〉の手段は地域成長契約制度であるが、〈地域産業政策〉の手段としては、その他に、地域内での労働力の需要と供給の均衡に向けての取り組みが提案されている。具体的な手だてとして提案されるのは、「地域技能参事会 (regionala kompetensråd)」の設置である。その任務は、その地域の産業に必要な教育要求の全体像を描き、そこから短期的および長期的な取り組みについての提案を行うこととされる。そのねらいは、適切な技能をもつ労働力の不足が地域の経済成長のボトルネックとならないように、どのよ

うな技能をもつ労働力が不足しているか（あるいは不足すると予想されるか）を明らかにし、関係者が早期に適切な対応をとれるようにすることである。地域技能参事会は、経営者、公共機関の雇用者、被雇用者組織（労働組合）の代表および教育サービスの提供責任者、ならびにレイン庁を構成員とすることが想定されている。その立ち上げには、レイン庁ないしは地域の地方自治体⁽²⁵⁾がイニシアチブをとるものとされる [s. 200-201]。

3-4-8 地域成長契約の作成手続き

一九九八年の地域政策提案によれば、地域成長契約は以下のような三段階の工程によって作成されるべきものとされている [s. 198-200]。

第一段階は「問題認識局面」と性格づけられる。ここでは、レイン庁（もしくは地域の地方自治体）が「地域のパートナーシップ」に参加する諸アクターとともに、当該地域の長所と短所、可能性と限界についての分析を行う。提案者は、そのさい、地域開発戦略がその作業の出発点になるべきであることを示唆している。地域パートナーシップは、産業界、コミュニティ、ランディング、財団、商業会議所、労働組合、地方社会の活性化のための諸組織の代表などによって構成されるものと想定されている。

第二段階は行動プログラム作成の局面となる。この局面では、第一段階で行われた分析を基礎として、目標の設定と契約の枠組み内でなされる諸々の取り組みのあいだの優先順位づけがなされる。そのさい、パートナーシップに参加するアクターは、行動プログラムの財源手当てと実施そのものに、それぞれどのように貢献するかを明確に表明することが求められる。この段階で、当該地域が利用する地域経済成長資本が確認される。また、この段階で、参加するアクターが、経済成長や雇用を促進する活動にたずさわる中央の行政官庁や政府系企業にまで広げられることが重要であるとされる。

以上に加えて、第二段階において参加アクターが、成長や雇用を促進する取り組みに関連して、現存の法令規則の適用を柔軟化することを政府に対して提案する可能性が示唆されている。規則の適用の柔軟化ということで想定されているのは、たとえば、資金の貸付けや補助金の交付などに関する決定権をある機関から別の機関に移すことや、資金の使用条件の修正などである。

第三段階は、内閣による各レーンの地域成長契約の査定である。地域成長契約に含まれる、地域の諸条件についての分析、行動プログラムの内容、財源の裏づけがチェックされる。また、規則の適用の柔軟化についての提案がともなう場合は、それもチェックの対象となる。財源の裏づけのうち、国家予算からの支出を充てることが計画されている部分については、内閣および（国会の承認が求められる場合には）国会の承認が必要である。

地域成長契約は、以上のような三段階にまたがる手続きをへて作成されることとされている。そのような手続きが、地域成長契約の目的、すなわち「地方的および地域的なレベルと中央レベルの両方で、成長と雇用を促進する取り組みを担う、さまざまな機関のあいだに、より良好な協働と全体的視野をもたらすこと」と密接に結びついていることは明らかであろう。

3-4-9 小括

以上見てきたように、一九九八年の地域政策提案は、〈地域政策〉と〈地域産業政策〉の二つの部分から構成されている。〈地域政策〉は、とくに衰退の危機に見舞われている地域を対象として、それらの地域の発展を支えることを目的としている。それは、第一義的には、地域間の経済的な不均衡の是正をめざすものである。言い換えれば、政策を導く理念は、人々の生活水準が全国どこでも等価である状態にできるだけ近づくことである。見てきたように、その実現の道筋についての考え方においては、地域間の再分配という要素が強く意識されていた。

他方、〈地域産業政策〉は、「すべての地域において存在する経済成長への潜在力を利用することを通じて、スウェーデンの経済成長を増大させることができる」という想定から出発している。そして、それぞれの地域に存在する成長への潜在力を利用するために、「産業政策を地域化し、地方および地域の前提条件に適合させる」[51]ことが提案される。つまり、〈地域産業政策〉の構想においては、それぞれの地域が市場競争力を高めることが求められるのである。

このように、〈地域政策〉の論理と〈地域産業政策〉の論理は異なっている。両者は、必然的に対立するというわけではないが、対立する可能性もあると考えられる。たとえば、衰退の危機に見舞われている地域の発展が、経済成長よりも雇用機会の増大や公共サービスの充実に重点を置いて追及され、しかもそのための財源を地域間の移転に大きく頼るものであるとき、その可能性は大きくなるであろう。このことは、地域政策をめぐる政治を分析する必要性を示唆するとともに、その分析にあたっての一つの手がかりを提供していると思われる。

それはさておき、一九九八年の地域政策提案についての、われわれの関心は、とりわけ地域成長契約制度の導入に置かれていた。本項の叙述を通じて、それが産業政策の地域化のための重要な手段として構想されていたこと、そして、産業政策の地域化という政策の方向づけが、経済のグローバル化と技術変化とにもなう、産業の競争条件の変化についての認識にもとづいていたことが明らかになったと思われる。

4 新たな地域政策の「理論」的仮定

4-1 一九九八年の地域政策提案における「産業クラスター論」

前節において、一九九〇年代における地域政策の展開を跡づけてきた。そこでは、一九六〇年代に導入されたかつての地域政策との比較において、地域政策の地理的空間上の対象と目的との両面における変化が観察された。繰り返しを

いとわずに確認しておけば、第一に、地域政策の対象に、かつてのように特定の「地域政策上の優先地域」だけでなく「全国のすべての地域」が含まれるようになった。そのさい、それぞれの対象に向けて異なった政策手段の適用が企図される。そのような意味で、地域政策の対象とする地理的な範囲の二元化が見られたのである。第二に、地域政策の目的の面について言えば、地域的不均衡の是正という、かつてからの目的に加えて、全国的な経済成長を生み出すために企業活動を支えることがその目的に含まれるようになった。言い換えれば、地域政策の産業政策化が見られたのである。このような地理的対象の面と目的面における二重の変化は、一九八〇年代に開始され、九〇年代に引き継がれてきたものである。もっとも、一九九〇年代の地域政策においても、一九六〇年代に導入された地域政策が捨て去られて、新しい地域政策がそれにとって代わったというわけではない。そのことに注意を払っておくことは、たとえば「地域政策の政治」の分析において必要となってくるであろう。しかし、本稿の課題は、「はじめに」で述べておいたように、政策内容そのものの変化に含まれる「新しさ」の意味を探ることに限定されているので、ここでは変化の側面に着目したい。そのような観点から見たとき、一九九八年の地域政策提案は、八〇年代以来進行してきたそれまでの変化の延長上にあるだけでなく、そこに新たな要素を付け加えるものとして捉えられうる。その新しさは、たんに地域成長契約という手法の導入という点だけに見られるのではない。そのような手法の導入を支える認識のあり方という点においても、新しさが検出されるのである。「理論」を「実践を媒介する認識」として捉えるならば、⁽¹⁾ここで問題となっているのは、地域政策という集合的実践を媒介する理論における新しさである。以下本節においてその点について明らかにしておく。

さて、一九九八年の地域政策提案は、経済環境の変化についての、前述のような一定の認識を前提としていた（3—4—2）。その変化とは、一言で言えば、国境を超えた市場競争の激化、および、「知識、革新能力、柔軟性が、企業に

とつての競争手段として、ますます重要になってきている」ことである。そのかぎりでは、この認識は、九八年の地域政策提案ではじめて現れたものではなく、それ以前の地域政策提案においても、暗黙の、または明示的な前提とされてきたものであり、格別に新しいとは言えない⁽²⁾。九八年の提案に含まれる新しさは、その認識が、競争手段としての「知識、革新能力、柔軟性」の獲得にとつて、一定の地域空間にねざした諸企業のネットワークのもつ重要性についての認識にもとづいていたことであり、かつ、それが社会科学によつてもたらされた一定の知見と結びついていたことである。

一九九八年の地域政策提案においては、先に見たように、「企業がますます国際的に活動するようになっていく」という事實は、企業の競争力を維持し強化するうえで、企業の国内的なおよび地域的な環境のもつ意味が減少したことを意味するわけではなく、むしろ、企業の国内的な、あるいは地域的な環境のもつ重要性が増大していることを意味すると述べられていた。その理由として示されていたのは、この時代において重視されるべき競争手段である「知識、革新能力、柔軟性」が、諸企業およびその他のアクター間の密接な相互交流の中で獲得されるという認識であった。以上はすでに述べたことの繰り返しであるが、ここで注目したいのは、提案書において、そのような認識が、「企業がいかにして国際的な競争力を獲得し維持するか」についての、「近年開発されてきた、相互に類似するアプローチをとる、さまざまな理論」に関連づけられていることである。そのさい、それらの「さまざまな理論」のうち、とくに産業クラスター論への明示的な参照がなされている。提案者が、その産業クラスター論について、どのような理解に立っていたかを確かめるために、長くなるが提案書から関連部分を引用しておこう。

「クラスター分析は連結環、すなわち、企業間における商品、サービス、知識の流れに焦点をあてる。また、ある国ないし地域における競争力のある諸企業が、しばしば相互間に密接かつ有意義な関係を持っているという事実には、焦点をあてる。「それらの企業は」前方に対しては顧客「企業」と、後方に対しては部品・材料供給者と、側面方向に対しては補完的な、

および／または、競争関係にある製品ないしサービスを製造する企業と「密接かつ有意義な関係を持っている」。個々の企業は、その競争力について、他の諸企業に対する関係に依存している。企業間の知識、技能、テクノロジーの移転は、競争者とのあいだのライバル関係において、そして、先進的な部品・材料供給者および要求水準の高い顧客との協力関係において出現する。このことが、動的な研究開発環境を創出する。そのようなライバル関係と協力関係の組み合わせが、諸企業の革新能力と競争力を強化するのである。

一つのクラスター内の企業はそのクラスター内の他の企業のもつ知識および技能という資源の利用によって、国際的な競争に對して、より良好な備えをなしている。クラスター理論によれば、企業はその競争力を、革新的であることを通じて、また、知識基盤と生産諸要素を常により高いものに更新することを通じて、創り出し維持する。ここで言う生産諸要素とは、実物資本、労働力、原材料のことである。このような生産諸要素の更新は、国民国家または地域に根差したプロセスの中で生ずる。競争者、顧客、部品・材料供給者の集中が、改良と革新がより多くなり、かつより容易に伝播されることにつながる。クラスター内の階調が投資の拡大と専門化の進行を促進する。クラスター内の諸アクター間で、活発な競争がなされると同時に相互的な協働がなされる時、クラスター全体の競争力が強化されるという事態がもたらされる。「このように」産業の知識基盤と実績のより高い段階への更新は、国民国家あるいは地域において生ずるのである。」(Proposition 1997/98: 62, s. 24) (強調は引用者による)

提案者は、産業クラスター論についての以上のような理解に立って、そこから(国民国家またはサブナショナルな地域という)一定の地理的空間的な領域に属する、諸企業およびその他のアクター間の、密接な相互交流の中から競争力が生み出されてくるという認識を正当化しているのである。

ところで、このような産業クラスター論についての理解は、M・ポーターが『国の競争優位⁽³⁾』で提起した産業クラスター論に沿うものであると見てよいであろう。しかし、提案書では、産業クラスター論だけでなく、「近年開発されてきた、相互に類似するアプローチをとる、さまざまな理論」への言及がなされている。そこで言及されている「さまざま

「まな理論」が何を指しているかについては、具体的な名前はあげられていない。しかし、それがどのような理論動向を念頭に置くものであるかは、比較的容易に推定することができる。

第二次世界大戦後の先進資本主義諸国における高度経済成長を支えた、耐久消費財の大量生産大量消費を特徴とする経済構造は、遅くとも一九七〇年代初めには構造的な危機をむかえた。その危機の中で、戦後の大量生産体制とは異なる、新たな発展軌道が、理論的にも政策的にも模索され始めた。当然のことながら、その発展軌道をどのように描くかについて一致があったわけではなく、いくつかの異なった発展軌道が、理論的にも政策的にも追求されてきた。そのような状況において、一九八〇年前後から、サブナショナルな地域空間が「大量生産以後の」経済の基盤ではないかという主張が現れてきた⁽⁴⁾。そのような主張は、新たな生産技術と産業組織によって、世界市場における競争力のある製品を産出することに成功している、世界中のさまざまな地域への着目にもとづいていた。そのさい、しばしば言及されてきたのは、エミリヤロマーナ、豊田市、シリコンヴァレイ、オレンジ郡、ルート一二八、トゥルーズ、バーデン・ヴュルテンブルク、バーヴァリアなどであった。ところで、そのような主張に関して問題となるのは、地域空間がそれらの地域における経済発展にとってどのような意味を持っているかである。競争力のある産業の成長、技術革新、産業組織の革新が特定の地域において生じ、他の地域では生じていないのは、単なる偶然で、地域空間そのものは経済発展を支える要因とは認められないのではないかと考えられる。そこで、その点をめぐって論争が開始され、経済発展にとっての地域空間のもつ意義を認める研究成果が生み出されていった。ミカエル・ストーパーは、それらを三つの「学派」に分類している。ストーパーがイタリア学派と呼ぶ人々およびピオリ／セーブルは、フォード主義的な大量生産体制にかわる新たな産業パラダイムとして「柔軟性と専門化」にもとづくモデルを描き、地域における制度的ネットワークの重要性を強調した。第二の「学派」に分類されるのは、主として、ストーパーがカリフォルニア学派と名づける人々で

ある。彼らは産業集積のメカニズムの解明をへて、産業集積がその内部におけるテクノロジーの発展をひきおこすこと、そして、それがより広い制度的環境によって支えられていることに関心を向けてきた。第三にあげられるのが、七〇年代末以降に新しいハイテク産業の出現の要因を探り始めた（主としてアメリカの）地域開発の研究者たちと、ヨーロッパの GREMI グループである。前者は、大学などの研究機関からのスピニ・オフに着目し、後者は、地域内における諸アクターのネットワークを重視しているという⁽⁵⁾。このように、一九八〇年代以降、何らかの意味で、サブナショナルな地域という地理的空間を、競争力のある産業の成長を支える重要な要因としてとらえる一連の研究業績が蓄積されてきている。一九九八年の地域政策提案において言及されている「近年開発されてきた」新たな経済学理論とは、以上のような理論動向を指すものだと考えて、ほぼ間違いないであろう。

そのような「近年開発されてきた」新たな経済学理論への明示的な言及は、これ以前の地域政策提案には見られないものである。その意味で、一九九八年の地域政策提案は、先に述べたように、八〇年代以来進行してきたそれまでの変化の延長上にありながらも、そこに新たな要素を付け加えるものと言えよう。もっとも、見方によっては、そのような経済学理論への言及は、地域政策におけるそれまでの変化に、単に理論的な装いをほどこしただけと見られるかもしれない。政策の内容に関しては、一九九八年の地域政策提案には、地域成長契約という手法の導入を別にすれば、一九九〇年、一九九四年、一九九五年の地域政策提案と比べて、それほど新しいものは含まれていないからである。地域成長契約という手法でさえ、九四年の地域政策提案によって導入された「地域開発戦略」の発展形態として理解することが可能であり、全く新しいものとは言えないであろう。しかしながら、たとえ政策内容にそれほど新たなものが含まれていないとしても、それが特定の経済学理論と明示的に結びつけられることは、単に理論的な装飾というのとどまらない意味をもつと思われる。なぜなら、その理論は、以後しばらくのあいだは、政策推進主体の認識枠組みを構成するこ

とになると考えられるからである。そうなれば、政策のフォローアップおよび評価と政策の修正は、その理論を引照枠としながら行われることになるであろう。そのような政策循環のあり方は、明示的な理論的指針なしの試行錯誤を通じて政策の修正ないし変更が行われる場合とは、その性格を異にする。後者と比べて前者は、より再帰的 (reflexive) な性格をもつのである。⁽⁶⁾

4-2 調査会報告『スウェーデン全体のための地域政策』における「産業地区」概念

一九九五年一〇月に内閣は、国の行政改革が地域にどのような影響をおよぼしているかを分析することを任務とする調査会の設置を決定した。⁽⁷⁾ この調査会は一九九七年二月七日に報告書『スウェーデン全体のための地域政策』(SOU 1997: 13) を提出した。この報告書は、一九九八年の地域政策提案の準備過程において提案を基礎づける資料として用いられた。この報告書の中では、地域政策の前提となる諸条件とその全体的な方向づけを論ずる文脈において、マーシャルの「産業地区」概念が援用されている。マーシャルの「産業地区」概念は、ストーパーの言うイタリア学派とピオリ/セーブルらが、北イタリアに見られる地域経済の発展を理論化するさいに用いた概念である。⁽⁸⁾ したがって、一九九八年の地域政策提案における「近年開発されてきた」新たな理論への言及の一つの源泉は、その調査会報告に求められると言えよう。以下、地域政策の方向づけにどのように「産業地区」概念が使われているかという点にしばって、報告の中身を見ておこう。

報告書は、地域政策の目的を「すべての地域において可能なかぎり成長を促進すること」に定めている。そうすることを通じて、「すべての地域が国全体の成長に寄与すること」ができることとされる (SOU 1997: 13, s. 9)。したがって、「すべての地域において企業の革新能力および適応能力を発展させるための諸前提を提供する」ことが、地域政策の

「主要目標」とされるのである (ibid., s.10)。他方、地域政策の手法については、それぞれの地域が、「問題の定式化、地方ないし地域的な動員、ならびに地域開発プロジェクトの実施」に、より主体的に関わっていくべきであるという考えが示されている (ibid.)。その考え方は、地域政策に関わる決定と権限をより分権化すべきであるという要請につながっている。それは、地域におけるさまざまなアクター間の協働の必要性から導き出される要請である (ibid., s. 15)。

このように報告書の基調は、国内のすべての地域において経済成長を促進するということを目的として定め、その目的を実現するための手法にかかわって、それぞれの地域への分権と地域レベルにおける諸アクター間の協働の必要性を唱えるものであった。ここで注目したいのは、報告書においてそのように、地域への分権と地域レベルにおける諸アクター間の協働の必要性が唱えられるさいに、「産業地区」概念の使用による現実の分析が、その裏づけとして述べられている点である。

「近年、たとえば北イタリアのエミリヤのような、いわゆる産業地区が、とりわけ注目されてきた。バーデン・ヴュルテンベルクあるいはユトランドは繰り返し言及されるヨーロッパの小企業地域のうちの二つである。スウェーデンでは、グノシェー地方、モーラおよびシェレフテオーが、それらとある程度まで似通った構造をもつ地区の例である。」「それらの地区に立地し、成功している」企業についてとくに注目される点は、その地方ないし地域への強い結びつきである。」(ibid., s. 25)

報告書はこのように述べて、近年のヨーロッパにおいて、じっさいの政策面でも、またアカデミックな経済学研究の分野でも、地域にかかわるアスペクトが注目されていることに注意を促している。そこでの関心は、報告書によれば、特別な地方的・地域的な環境条件の下での中小企業の成長の理由である。そのさい、社会的および文化的な環境要件への注目が、他の要件への注目に劣らず増大しているという。たとえば、緊密な社会的および文化的な紐帯が、それらの地

域で、企業間における知識の迅速な伝播が行われたり、インフォーマルで柔軟な協働が成立したりすることの、重要な理由としてしばしばあげられる、というのである。そして、報告書によれば、このような「産業地区」への注目は、ヨーロッパ各国において、産業政策と地域政策が相互に接近するという帰結をもたらしている。

「産業政策の」焦点はもはや個々の企業あるいは個別の業界ではなく、それらをはるかに上回って、個々の場所あるいは地域に定められている。」(ibid., s. 26)

それに関連して、報告書において注意が促されているのは、産業政策の分権化である。地方的な諸条件について知っているということが、さまざまな政策手段の投入が成功するかどうかにとっての、ますます重要な前提となっていることがその理由とされる (ibid.)。

さらに、それらに関連する変化として、地方的な開発事業の脱社会工学化にも言及されている。脱社会工学化は、開発事業におけるますます多くの努力が、諸個人および地域組織の知識を高めることや、経験の伝播を促進すること、教育機関と産業組織の統合を進めることなどに向けられるようになっていくことから来る。つまり、それにもなっている「社会的洞察 (social insight)」が、開発事業に従事する人々に求められるますます重要な能力となっていることによつて、脱社会工学化が進んでいるというのである (ibid.)。

以上のように、調査会報告『スウェーデン全体のための地域政策』においては、「産業地区」概念が、産業政策に新たな指針を与えるものとして参照されている。その新たな指針とは、産業政策の地域化ないし産業政策と地域政策の統合であり、それと切り離しがたく結びついている産業政策の分権化と脱社会工学化であった。そのような指針が、一九九八年の地域政策提案における「地域産業政策」において再現していたことは先に見たとおりである。他方、調査会報告において言及された「産業地区」概念は、九八年の地域政策提案においては形を変えて産業クラスター論として出現

し、それらの指針を理論的に裏づけるものとして援用されていた。このような継受関係は、二つの意味で興味深いものである。第一に、それは、それらの経済学的研究が政策立案者たちのあいだで真剣に検討されたこと、したがって、九八年の地域政策提案における産業クラスター論への言及が通りすがりのものでない（つまり、産業クラスター論がたまたま目について、それが提出しようとしている政策提案を権威づけるのに都合がよさそうだ、というので言及されることになったわけではない）ことを示唆しているように思われる。というのは、もし通りすがりに言及するのであれば、調査会報告に登場する「産業地区」概念を使えばすむからである。そうしなかったということは、九八年の提案の言う「近年開発されてきた」新たな経済学理論についての立ち入った検討がなされ、そのうえで政策立案者の意図にもっとも適合的なものが選択されたことを意味するように思われる。第二に、もしそうであるとしたら、なぜ「産業地区」概念ではなく、産業クラスター論が選択されたのが問題となる。両者のあいだには親近性があるとは言え、一定のずれもある。このずれについて検討することはここではできないが、それは「地域成長契約」スキームの導入にさしあたり込められた政策立案者のねらいを、より精密に分析するための手がかりになるかもしれない。

5 むすびにかえて

5-1 まとめ

本稿の冒頭で設定した問いは、一九九〇年代にスウェーデンの地域政策に生じた変化に含まれる新しさはどのようなところにあるのか、また、新たな地域政策を支える理論はどのようなものであったか、である。これまでの叙述を踏まえ、その設問に対して、以下のように答えることができる。

第一に、一九六〇年代に導入されたかつての地域政策との比較で言えば、九〇年代には、地域政策の地理的空間上の

対象と目的との両面における変化が観察された。地域政策の対象は、かつては特定の「地域政策上の優先地域」に限られていたが、「全国のすべての地域」に広がった。そのさい、それぞれの対象に向けて異なった政策手段が適用されるという意味で、対象とする地理的な範囲の二元化が見られた。目的の面では、かつてからの地域的不均衡の是正という目的に加えて、経済成長のために地域で企業活動を支えることがその目的に含まれるようになった。これを「地域政策の産業政策化」と呼ぶことが許されよう。ただし、それは、地域政策が全面的に産業政策の性格をもつようになったという意味ではない。かつてからの地域的不均衡の是正という目的は、他方で、依然として保持されている。この対象と目的の両面における変化は、目的の変化が対象の拡大をもたらすという形で、密接に関連している。もっとも、このような変化は、一九八〇年代にはすでに開始されていた。

第二に、地域政策の政策手段および実施のための組織的枠組みの面でも変化が見られた。まず政策手段について言えば、伝統的な地域政策の手段は主として、衰退傾向にある地域に立地する企業に対する、各種の支援制度であった。それに対して、九〇年代になると、地域政策の目的実現のために、それらの企業立地支援だけでなく、教育、通信、交通、医療など、さまざまな政策分野の協働が求められるようになった。このことは、地域不均衡の是正という目的と経済成長のために地域で企業活動を支えるという目的の両方にあてはまる。この政策手段の変化とも関わって、政策実施のための組織的枠組みにも変化がもたらされた。地域政策の目的達成のために、さまざまな政策分野における取り組みが求められるようになる。それらの異なった複数の政策的取り組みの間の調整の必要性が増大する。調整は、中央レベルにおいても必要であろうが、政策実施面でもより重視されたのは地域レベルでの調整であった。地域レベルでの政策調整はもともとレイン庁に委ねられてきたので、調整の必要性の増大はレイン庁の権限の拡大をもたらし、それは、一方では、地域政策上の企業支援の実施段階での決定権限が、中央官庁からしだいにレイン庁に移管されるという形をとっ

たが、他方では、一九九一年にレーン庁改革として実現された。

政策実施のための組織的枠組みにかかわる変化としては、それに加え、地域レベルでの、公共部門と民間部門にまたがるパートナーシップの導入が進んでいったことが重要である。それは、最初は、一九七〇年代の末以降に、地域プロジェクト事業やパッケージ政策において導入された。それらの事業の実施手続きは、対象地域内で活動する、国や地方自治体の機関と民間の企業や団体の参加する交渉・協議を通じて、事業内容の決定とその実施が行われることを要請するものであった。一九九〇年の提案では、プロジェクト事業に加えて、コミュニケーションによる産業振興策の促進がレーン庁の任務とされ、その任務の遂行に当たって地元の産業界の参加が望ましいという方針が出されていた。さらに、九四年の提案では、地域開発戦略の作成において中心的な役割を果たすことがレーン庁の任務とされたが、その地域開発戦略の策定および実行にさいして産業界を含むパートナーシップの形成が求められていた。このように見てくると、九八年の地域政策提案による「地域成長契約」スキームの導入はそのような変化の延長上にあるととらえることができよう。

これに関連して地域成長契約スキームの起源に関する問題に触れておこう。その導入を促した要因として、通常あげられるのは、EUの構造基金への参加の経験である。EUの構造基金の受入れのために、対象地域において公共部門と民間部門の双方のアクターの参加するパートナーシップ関係を形成した経験が、政策立案者にアイデアを提供したというのである。それは間違いではないであろう。しかし、見てきたように、パブリック・プライベート・パートナーシップを通じての活動形態は、それ以前から、スウェーデン国内において萌芽的にはあれ存在していたのである。したがって、地域成長契約スキームの起源は、EUの構造基金にあると簡単に片付けられるものではないであろう。しかし、この点についての探求は本稿の範囲を超えている。ここでは、論点の提示だけにとどめざるをえない。

第三に、地域政策の産業政策化は産業政策の地域化でもあったが、その理論的な裏づけは、一九九八年の地域政策提

案の頃には、経済学の世界における新たな理論展開のなかに求められるようになった。遅くとも九〇年代後半以降、スウェーデンの産業政策と地域政策の政策立案者がそこから政策の理論的裏づけを得ようとして目を向けたのは、何らかの意味で、サブナショナルな地域という地理的空間を、競争力のある産業の成長を支える重要な要因としてとらえる、いくつかの異なった「学派」を含む理論潮流であった。このような社会科学の世界において産出される理論が、一九九八年の地域政策提案を裏付けるものとして提示されたことの持つ意味は、先に述べたとおりである。繰り返して確認しておけば、そのことは、政策循環における再帰性の増大をもたらす可能性を高めると考えられるのである。

本稿の冒頭において設定した問いに対する答は、以上の三点に要約することができるだろう。ところで、以上であとづけてきた、スウェーデンにおける第二次大戦後の地域政策の展開は、西ヨーロッパ諸国における戦後の地域政策の展開と、いくぶんの時間的なずれはともないながらも、ほぼ平行的に推移してきた。その点について、キーティングによりながら確かめておこう。

西ヨーロッパ諸国では、一九五〇年代に地域問題が政治的アジェンダとなった。全体的趨勢としては完全雇用をともなう経済成長が進むなかで、国内の一部の地域に遅れや衰退傾向が見られるようになり、そのような問題のある地域を国民経済に統合していくことが地域政策の課題とされた。初期の政策の基軸は、産業を国内のある地域から別の地域へと移転させることに置かれた。そうすることによって、産業の移転先では雇用と投資が増大する。すでに完全雇用状態にある移転元では、インフラストラクチャー建設の負担、労働市場の圧力、住宅不足などが軽減される。国民経済全体にとってみれば、十分活用されていなかった生産要素の利用により、インフレを避けながら、国民生産を増大させることができる。地域間の不均衡が是正され、国民的まとめりと政権の安定が強化される。このような一連の効果が期待されたのであった。政策手段としては、地域政策上の優先地域に立地する企業への補助金や税優遇措置、公共投資やイン

フラ整備、国有企業の立地などが主たるものであった。⁽¹⁾ スウェーデンにおいても、時期的には少し遅れてであるが、同様のことが起こったことは見てきたとおりである。

しかし、この地域政策における産業移転アプローチは、国境を超えた資本の動きが大きくなってくると、うまく機能しなくなった。そこで、経済の変化がそれぞれの地域に対して及ぼす影響を管理する、新たなメカニズムが探し求められた。そのさい、国の政府による全国的な方向づけと計画化よりも、個々の地域が自ら発展に寄与することに重点が置かれる傾向が出てきた。重点の移動は、物的なインフラストラクチャー整備から人的資本へというかたちでも起こった。学者たちは、産業地区の概念を使って、地域内の相互依存関係のネットワークによって特徴づけられる地域経済システムについての研究を進めた。それらの研究に依拠しながら、新たな開発プログラムがつけられたが、それは、地域のアイデンティティと地域内の連帯感を築き、地域を基礎とした経済システムをつくりあげることが重視するものであった。⁽²⁾ このような地域政策の変化についても、同様のことがスウェーデンにおいて進んできたことを、本稿で見えてきた。

5-2 展望

キーティングは、新たな地域開発パラダイムを古いパラダイムと次のように対比させている。まず古いパラダイムについて言えば、それは、大規模製造業を発展の主たる主導力とするものであった。大規模製造業の立地によって、その地域における雇用と投資への波及効果が期待された。そのために、道路、港湾、空港、工場団地などの整備に巨額の公共投資がなされた。⁽³⁾ それに対して、新しいパラダイムは、外部資本の導入よりも内発的な成長の促進、研究開発、イノベーションと企業家精神などを重視し、生産者間のネットワークや、地方の活力と資源を活用するためのパブリック・プライベート・パートナーシップの形成を後押しする。このような政策は、国の中央から舵取りされる必要はなく、

その成功のためには、むしろ地方的な知識および人々のつながりが必要であり、水平的な調整能力が求められる。⁽⁴⁾ キーティンクは、そこに近年のグローバル化の中で地域という領域的単位が復興し始めている一つの根拠を見出しているのである。

これに対して、白石克孝は、このキーティンクの言う古いパラダイムにあたるものを「フォードイズムの地域開発モデル」として概念化したうえで、七〇年代以降のフォードイズムの危機をへて、「分工場型地域開発モデル」への移行がなされていくと捉えている。⁽⁵⁾ そして、分工場型地域開発モデルは、フォードイズム的地域開発モデルと同様、外来型開発を指向するもので、その問題点をより悪化させて引き継いでいるとする。⁽⁶⁾ そのうえで、白石は、それらのモデルに対するオルタナティブを提供するものとして「経済資源としての地域社会の浮上」に着目し、「地域活性化戦略を地域社会に埋め込まれた内発的發展型経済に依拠して進め」る可能性を、市民社会への権限付与ともなる地域における民主主義の再生につなげていくことを展望している。⁽⁷⁾ キーティンクのように、古いパラダイムから新しいパラダイムへの移行というふうに単線的に捉えるのではなく、古いパラダイムの危機をへて、それにかわる二つの異なったパラダイムが競合している状況が出現してきていると捉えている点で、白石の整理のほうが、そのかぎりでは、より広い視野に立っていると言えよう。

他方で、キーティンクは、新しいパラダイムを、近年の経済の構造変化が要請する機能的必要性を表現するものとして捉えている。そのうえで、そのような「機能的要請の諸効果」が「文化的な価値と政治的運動によって媒介される」⁽⁸⁾ ことを一貫して重視しているのである。それは、新しいパラダイムの中でも、いくつかの種差的な社会の發展形態がありうるという見方を意味している。そこに展望されるのは、フォード主義的な蓄積体制の中で、「福祉資本主義の三つの世界」(G・エスピノサ・アンデルセン)が種別化されてきたことと対比的に、想像しうる事態である。

その想像を一步進めるために、ルボルヌ／リピエツの議論を参照しよう。かれらは、あたかも、白石とキーティン
グの議論を統合するようなかたちで、フォード主義後における、ありうべき三つの主要な発展モデルを描いている。企
業活動の空間編成という面では、「領域分散型垂直的準統合」(技術的ヒエラルキーに沿った空間的ヒエラルキーの形
成)と「領域統合型垂直的準統合」(同一地域における専門化企業のネットワーク形成)の二つの可能性が示される。
前者はネオ・テイラー主義モデルと呼ばれる。後者については、労働者の個人的競争が支配的なモデル(カリフォルニ
ア・モデル)と、労働者の集団的参加をとまなうモデル(サターン・モデル)とが区別される⁽⁹⁾。それぞれのモデルは、
たとえば、人々のあいだの生活条件の格差に対して、異なった効果をもたらすと考えられる。そのような異なった複
数の発展軌道の可能性との関係で、キーティングが強調するのは、どのような発展軌道が選択されるかは政治のあり方に
かかっているということである。

また、クックはエミリャロマーナに見られる、成功している産業地区は、「多中心的ないし分権化された社会主義
的实践」の表現であり、それは、西ヨーロッパの戦後福祉国家の中央集権体制よりも、「より思いやりにみちかつ有効
性のより高いもの」であると述べている。⁽¹⁰⁾エミリャロマーナの実態をそのようにとらえてよいのかどうかは判断がつか
ないが、「より思いやりにみちかつ有効性のより高い」産業地区が形成されるかどうかは、キーティングの説くところ
にしたがえば、政治のあり方に左右されることになる。エミリャロマーナに見られるような、経済的に成功してい
る産業地区は、新しい地域開発パラダイムの雛形であろうが、そのパラダイムに沿った選択がなされる場合にかぎって
も、たとえば、すべての人に社会権的基本権を保障するような発展のあり方とそうでないあり方とのあいだには、政治
的対立があるに違いなく、どちらの道がとられるかはその政治的対立の解決のされ方にかかっているのである。

ここでスウェーデンに話を戻すならば、スウェーデンにおいては、一九九〇年代以降、キーティングの言う地域開発

の新しいパラダイムに沿う方向へ、地域政策が変化してきたが、それだけでなく、サブナショナルな地域レベルの統治組織のあり方をめぐっても実験事業が行われ、制度改革が進行してきた⁽¹¹⁾。そこで問題になってきたことの一つは、地域レベルでの民主主義を実効的なものにする制度的形態がいかなるものであるかということである。他方で、労働組合の全国組織LOは、地域成長契約／地域成長プログラムを支持しており、それに積極的にかかわっていきこうとしている。これらの事実を、ルボルヌ／リピエッツの分類におけるサターン・モデルに沿った発展の必要条件がそこに存在していることを示唆している。とするならば、スウェーデンにおいて地域成長契約／地域成長プログラムをめぐる政治が、今後どのように展開していくかを観察することは、「より思いやりにみちかつ有効性のより高い」経済地域が形成されるための、政治的な条件をさぐるうえで価値ある材料の獲得につながるかと期待される。しかし、そうした観察の前提として、さしあたりは、地域成長契約／地域成長プログラムをめぐる政治がこれまでどのように展開してきたかを探らなければならぬだろう。

(了)

注

3 地域政策のイノベーション(続き)

- (13) 本項における提案書(prop. 1997/98: 62)への参照は、括弧内に「S」という形で示す。
- (14) ここでは、原語の *utveckling* を「開発」と訳している。スウェーデン語の *utveckling* は、ほぼ英語の *development* にあたる単語であり、「発展」と訳すほうが適切な場合もある。したがって、本稿においても、文脈によって訳し分けている。また、日本語の「地域開発」という用語には、公共土木事業を中心とする大規模建設事業のイメージがつきまといっているかもしれないが、ここではそのようなイメージから離れてその言葉を受け取ることが必要である。
- (15) この区別はこの一九九八年の地域政策提案に特有のもので、以下の叙述では、この定義にもとづく場合は、それぞれへ地域政

策〉・〈地域産業政策〉というように山括弧づきであらわし、より一般的な意味で用いられる場合と区別する。

- (16) 「地域開発活動」にはそれら二つの政策分野における事業以外のものも含まれると解釈したほうがよいと思われる。というのは、〈地域政策〉の対象でない地域における〈地域産業政策〉分野外の活動で、「地域の発展に影響を与える」取り組みがあるからである。たとえば、環境保護規制などはその種の活動であろう。ついにながら、「地域開発活動」の例のなかで、レーンの開発戦略の策定が〈地域政策〉分野に含まれるという理解が示されているのは誤解を招くものである。レーンの開発戦略は、〈地域政策〉の対象地域以外でも策定が求められている。

- (17) 「」内は筆者による補足。以下同様。

- (18) 株式会社化によって、約一二十万人の国家公務員の減少もたらされた。

- (19) 以上のような九〇年代の行政改革と公務員数の減少については、『諸外国の公務員数の管理に関する調査研究報告書』総務省行政管理局、二〇〇四年四月、「第4章スウェーデン」を参照。

- (20) 直訳すれば「分配政策上の」となるが、論じられている内容は再分配政策的性格が強いと理解されるので、ここでは「再分配上の」と訳した。

- (21) 原語では glesbygd, landsbygd と表されているものを、ここで「過疎地」・「農村」と表記している。landsbygd を「農村」と訳すのは正確ではないが、他にその意味を簡潔に表現できる日本語の単語が思い浮かばなかったため、本稿ではとりあえずそれをあてている。それぞれの用語の意味について、公文書で使われる場合も含めて一義的な定義はないが、「過疎地対策庁」は次のような定義を用いている。まず、三〇〇〇人以上の人口が密集している場所を「人口密集地 (tatort)」と定義する。そのうえで、「農村 (Land-sbygd)」(厳密には「人口密集地に近い農村」と呼ばれる) は、「そこから人口密集地までの到達時間が五分から四五分のあいだの居住領域」と定義される。そして、「過疎地 (glesbygd)」は、「人口密集地までの到達時間が四五分を超える居住領域」と定義される。SOU 2000: 87, s. 26.

- (22) これは一九九四年の地域政策提案によって導入された。

- (23) ただし、この計算には、個人への所得移転と地方自治体間の財政平衡措置は含まれていない。

- (24) ただし、表1に示されているのは、例示的なものにすぎないこと、したがって、「地域的経済成長資本」とその管理にたずさわる行政機関はそこに示されているよりもより広い範囲にわたることに注意しておく必要がある。

- (25) ここで、「地域の地方自治体」というのは、一九九六年から九七年にかけての一連の決定を通じて始められた、レーンのレベルにおける国の機関と地方自治体の間の事務再配分にかかわる実験事業において、「地域開発に関する責任」をレーン庁から試験的に移譲されることになった地方自治団体をさす。スコーネとヴェストラ・イエータランドの二つのレーンではそれはランスティングであ

り、カルマール・レーンではランスティングとレーン内のコミュニティによって構成される自治体連合組織、ゴットランド・レーンではゴットランド・コミュニティがそれにあたる。実験事業は以上の四つのレーンで行われた。この点についてのより詳しい説明は、三の注6の穴見・前掲論文を参照されたい。

4 新たな地域政策の「理論」的仮説

(1) ここでは、実践と理論の関係について、次のような理解に立っている。実践とは、(人間の行為によって)「所定の素材を所定の生産物に変化させるいっさいの過程」を意味する(ルイ・アルチュセール『甦るマルクスII』人文書院、一九六八年、六一頁)。その過程においては必ず人間の身体が介在する。アルチュセールの言うように、その素材と生産物(両者を合わせて対象と呼ぼう)の種類の違いに応じて、異なった種類の実践を区別することができる。たとえば、自然を素材とし有用物に変化させる実践が「(物質的)生産」であり、社会秩序を対象とする実践が政治であり、他人の意識を対象とする実践がイデオロギー的实践である。理論という用語は、二つの異なった意味で使われる(これ以下の理解は、アルチュセールの議論を下敷きにしているが、それをそのまま再現したものではない)。一方は実践の一種としての理論であり、他方は実践を媒介する認識としての理論である。前者は、認識を対象とする実践およびその産物であり、その実践は理論的実践と呼ばれる。後者は、実践の過程において、人間の身体は全く無意識に動くのではなく、なんらかの認識を参照しながら動いているということに関連している。つまり、ここでは、人間の身体は、「対象に対してある働きかけがなされた場合何が生ずるか」ということに関する知識を参照しながら動いている。そのときに参照される知識が(もっとも一般的な意味での)理論である。本稿のこの箇所では「実践を媒介する理論」と言っているのはそのような意味においてである。ついでにつけ加えておくと、いずれの意味でも理論はつねに仮説的なものであり、経験を通じての修正に開かれている。本節の表題に「理論」的仮説とあるのはその点を意識したためである。

(2) 一九九〇年の地域政策提案では次のように述べられていた。「商品およびサービスに含まれる知識内容を増大させる必要性は、とりわけ地域政策上の優先地域において大きい」(Prop. 1989/90: 76, s. 68)。また、一九九四年の地域政策提案では次のように述べられていた。「内閣の提案の出発点は、スウェーデンの将来は知識への意識的な投資にかかっているということである」(Prop. 1993/94: 140, s. 36)。「報告『経済成長を促進する地域政策』の中で、調査審議会は、スウェーデンの企業が、新たな市場向けの新たな製品を開発するために、これまでよりもより優れた方法で新たな技術を利用することが、経済成長の増大の前提であることを強調している」(Prop. 1993/94: 140, s. 39)。さらに、一九九五年の地域政策提案では次のように述べられていた。「スウェーデンは今現在、技術革命の中にある。そのことには、地域的な含意もある。情報技術の発展は、作りだされる製品を変えつつあり、またそれは大量

生産からより柔軟な生産方法への移行にとつての「前提であった。情報技術の発展はまた、今後それぞれの製品に含まれる知識内容が増大しなければならないことを意味している」(prop. 1994/95: 161, s. 12)。

(3) M・ポーター『国の競争優位』ダイヤモンド社、一九九二年。(M. Porter, *The Competitive Advantage of Nations*, London: Macmillan, 1990.)

(4) Michael Storper, *The Regional World: Territorial Development in a Global Economy*, New York: The Guilford Press, 1997. p. 3.

(5) *ibid.*, pp. 4-18.

(6) 「再帰的」という用語は、「近代」の歴史的特質を明らかにするうえで一つのキーワードとして使われてきた。しかし、「再帰的」であるとはどういうことかについては、そのような文脈でその用語を用いる人々のあいだでも、必ずしも一致した理解があるわけではないようである。たとえば、ウルリッヒ・ベック、アンソニー・ギデンス、スコット・ラッシュ『再帰的近代化』(而立書房、一九九七年)の中で、ベックは、ベック自身の行っている「省察(知)と再帰性(意図しない自己解体ないし自己加害)との間の極めて重要な区別」を、ラッシュが見逃していると言っている(同書、三二二頁)。また、レベルないし対象の違いによって異なった意味が「再帰性」に与えられる。たとえば、ベックは、「行為作用がその行為作用の社会的存在条件に反映し影響を及ぼしていく、《制度的》再帰性」と「行為作用がみずからにたいして影響をおよぼしていく《自己》再帰性」を区別している(同書、二二五頁)。また、ギデンスは「再帰的自己規制」概念と「再帰的モニタリング」概念を区別している。(ギデンスによるこの区別については、田口富久治『近代の今日的位相』平凡社、一九九四年、四六―四九頁を参照。)本稿で「再帰的」ということで意味しようとしているのは、「ホメオスタティックな因果ループ」と対比されるところの「再帰的自己規制」の意味における再帰性である。cf. Anthony Giddens, *The Constitution of Society*, polity press, 1984, pp. 27-28.

(7) この調査会は、ただ一人の委員を構成員とする「単独委員調査会」として設置された。委員として任命されたのは、Gävleborg レーンのレーン庁長官 Lars Eric Ericsson であった。

(8) Storper, *op. cit.*, p. 5.

(9) この議論は明解とはいえない。さしあたり、ここではその議論を次のように理解しておきたい。一般に開発事業は、対象地域の社会的諸関係についてのなんらかの認識を前提として行われるであろう。問題は、誰がその社会的諸関係についての認識の担い手であるかである。社会工学的なアプローチにおいては、その担い手は、中央政府のテクノクラートを中心とする政治的なエリートである。ところが、開発事業において、「諸個人および地域組織の知識を高めること」や「経験の伝播を促進すること」が重要になってくると、そこでは、開発事業の対象に含まれる個人や組織が、同時に開発事業の担い手でもあることが求められるようになる。なぜ

なら、彼らの参加こそが知識を高め経験を伝えるために決定的に重要であるからである。そして、彼らには、開発事業の担い手として、自らを取り巻く社会環境と自らの抱える問題および可能性についての認識をもつことが求められる。そのような自己認識がここで「社会的洞察」と呼ばれているものである。このように、ここでは、中央政府のテクノクラートではなく、それぞれの地域において活動する個人および組織が、開発事業が前提とする、対象地域の社会的諸関係についての認識の担い手であらねばならないのである。

5 むすびにかえて

- (1) Michael Keating, *The New Regionalism in Western Europe: Territorial Restructuring and Political Change*, Cheltenham and Northampton: Edward Elgar, 1998, p. 47.
- (2) *ibid.*, pp. 73-74.
- (3) *ibid.*, p. 140. キーティングによれば、この古いパラダイムによるアプローチに対して、批判者は、そのアプローチは効果がなく、自立的な成長ではなく従属的な発展をつくり出すだけであると論じた。また、巨大公共投資プロジェクトは、沿岸地域や安い労働力のある地域に移ろうとする私企業のために、公的資金を費やすものだという批判もなされた (*ibid.*)。
- (4) *ibid.*, p. 141.
- (5) 白石克孝「地域開発のパラダイム転換」同編『分権社会の到来と新フレームワーク』日本評論社、二〇〇四年、所収。同「地域開発の政治経済学」田口富久治・加藤哲郎編『現代政治学の再構成』青木書店、一九九四年、所収。
- (6) 白石の指摘する問題点は、注3にあるような、古いパラダイムに対する批判と同様のものである。
- (7) 白石、二〇〇四年（引用は一五七頁より）。
- (8) Keating, *op. cit.*, p. 14.
- (9) D. Leborgne, A. Lipiets, *New technologies, new modes of regulation: some spatial implications*, *Environment and Planning D: Society and Space*, vol. 6, 1988, pp. 263-280. 斉藤日出治『国家を超える市民社会—動員の世紀からノーマンの世紀へ』現代企画室、一九九八年、一七七頁。
- (10) Phil Cooke, *Institutional Reflexivity and the Rise of the Regional State*, in Benko, G and Strohmayer, U eds., *Space and Social Theory*, Blackwell, 1997, p. 285.
- (11) この制度改革の動向については、さしあたり、3の注6の穴見・前掲論文を参照されたい。